



あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



司法書士のお仕事紹介～商業登記編② 会社設立と「特定創業支援等事業」～

こんにちは。司法書士の粒来です。

今月号は、事業者の皆様の関心が高いと思われる、税金の負担軽減のお話です。

唐突ですが、会社というのはどうやったら誕生するか、ご存じでしょうか。法律では、人やお金が集まっただけでは、いくら事業の規模が大きくなろうと会社にはなりません。設立の登記をして、はじめて会社が成立することになっています。

その会社の設立登記の際に一番多くかかるお金は、登記の時に法務局に納付する、登録免許税という税金です（司法書士にかかる金額は、たとえば株式会社の設立の場合、費用全体の3分の1以下に過ぎません。）。

登録免許税の額は、設立時の資本金の額に0.7%をかけて計算することになっています。そのため、一応は、設立の規模が小さい会社ほど、かかる税金も少なくなる仕組みになっています。

しかし、上記の計算結果が、株式会社の場合15万円、合同会社の場合は6万円を下回る場合、登録免許税の金額はそれぞれ15万円、6万円とされます。つまり最低でも、株式会社を作る場合15万円、合同会社の場合も6万円は税金がかかることになっています。

事業をスタートする際には、いろいろなことにお金が必要です。なけなしの司法書士報酬をゴリゴリ値切られる方がいらっしゃるくらいなので、節約できる費用は可能な限り節約したいというニーズは多いはずです。

そこで今回ご紹介するのが、この負担の重い登録免許税を大幅に軽減できる、「特定創業支援等事業」の制度です。この制度を利用すると、端的に、上記の登録免許税を半額にすることができます。

つまり、少なくとも株式会社で7万5000円、合同会社でも3万円、費用を節約することができます。特に株式会社の7万5000円オフは大きいですね。浮いたお金で、事業に使うパソコンの1台くらいは買えそうです。

どうやって軽減の適用を受けるかという点、所定の創業支援（セミナーの聴講等）を受け、自治体からその証明書もらったうえで、設立登記の際に証明書を添付する方法によります。

自治体の実施する制度ということで、

- (1) そもそも制度が実施されているかどうか、自治体ごとにばらつきがあること
ちなみに、我が札幌市では実施されています。

→ <https://www.city.sapporo.jp/keizai/center/plaza.html>

- (2) 設立する会社の所在地と同じ自治体で創業支援を受ける必要があること
などの注意点があります。

(裏面に続く)



(表面から続き)

また、対象となる創業支援は継続的に受講する必要があるものも多く、そうすると必然的に証明書をもらえる(＝設立登記ができるようになる)までに時間がかかることとなります。

会社設立の依頼の際には、とにかく急いで登記をしてほしいと言われることも多く、そのような方にとっては利用しにくい制度かもしれません。

しかし、「創業支援」と銘打つくらいなので、支援の内容はいずれも創業後の事業に有益なものになっているのではないかと思います。

創業のための勉強ができて、かつ費用も安く済むとなると、大いに活用すべき制度ではないかと思えます。

時間にゆとりをもって会社設立に取り組むことができる方は、是非、ご一考いただければ幸いです。

およそ税金一般に言えることですが、払う場面では黙っていても有無を言わず持っていかれる一方で、戻ってきたり減免されたりする場面では、こちらが積極的に調べないと何も教えてくれません(決して、個人的な恨み言ではありません。)

そんなわけで、次回も引き続き、商業登記における登録免許税の節約の方法についてご紹介していきたいと思えます。どのような内容か、お楽しみにお待ちください。

(司法書士 粒来祐介)



新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方へ

弊事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方のために、対応時間を延長してご相談を受け付けております。新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目途が立っていない状況が続いており、この状況が長期化していることにより、労働者や事業者にも多大な影響が出ております。様々な支援策が打ち出されていますが、収入の減少により借入金の返済が困難になる方も現に出ています。

弊事務所では、借金の返済が困難になった方向けの相談を対応時間を延長して受け付けております。お悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

【相談無料・お問い合わせ】

0120-913-317 (相談無料)

借入金の返済が難しくなってきたときは、なるべく早めの段階でご相談いただくことで、債務整理の選択肢を増やすことができます。

特に、住宅ローンの返済がある方は、ご自宅を守る債務整理の方法があります。不動産を売却する前に、まずは弊事務所にご相談ください。

《コロナ対策を徹底しています》



相談室の飛沫防止のパーティション、消毒液の設置、事務所の換気、スタッフのマスク着用・手洗いを徹底しています。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。(担当：司法書士 高井和馬)


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

